

議案第 18 号

市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの表備考 2 中「すべて」を「全て」に改め、別表ホール以外の施設の表中備考以外の部分を別紙のように改める。

別表ホール附属施設の表備考 1 中「すべて」を「全て」に改め、同表の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の公会堂の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料であって、同年 1 月 1 日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同年 4 月 1 日前の施設等の使用に係る使用料及び同年 1 月 1 日前に使用の許可の申請があった施

設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

ホール附属施設

区 分	1 時間当たりの額		
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 9 時 3 0 分ま で
第 1 控室	5 0 円	7 0 円	1 0 0 円
第 2 控室	7 0 円	9 0 円	1 4 0 円
第 3 控室	8 0 円	1 2 0 円	1 8 0 円
第 3 控室を 2 つに 分割して使用する とき	分割した部分 1 つにつき 4 0 円	分割した部分 1 つにつき 6 0 円	分割した部分 1 つにつき 9 0 円

大会議室

区 分	1 時間当たりの額	
	市 民 等	市民等以外の者
大会議室	1,470 円	2,940 円
大会議室を 3 つに分割して使用する とき	分割した部分 1 つにつき 490 円	分割した部分 1 つにつき 980 円

備考

- 1 この表において「市民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するものを除く。
 - (1) 本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者
 - (2) その構成する者の半数以上が前号に掲げる者である団体（法人を除く。）
 - (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- 2 この表において「市民等以外の者」とは、市民等以外のものをいう。
- 3 使用者が同じ日に使用することができる全ての時間を継続して使用するときの 1 時間当たりの額は、この表の定める額に 10.5 を乗じた額を 12.5 で除して得た額とする。この場合において、この額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 超過使用に係る 1 時間当たりの額は、この表（備考 3 を含む。）の定める額とする。この場合において、超過使用に係る使用時間を計算するとき 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数が 30 分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が 30 分以上であるときはこれを 1 時間とする。
- 5 使用の許可を受けた時間に 30 分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表の定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

理 由

受益者負担の適正化を図るため、行徳公会堂の大会議室の使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。